

雇児発0329第9号  
平成24年3月29日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「身元保証人確保対策事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「身元保証人確保対策事業の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「身元保証人確保対策事業の実施について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0423005号 平成19年4月23日</p> <p>【一部改正】平成21年7月24日雇児発第0724001号 【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第9号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">身元保証人確保対策事業の実施について</p> <p>児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行おうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアパート等の賃借が困難となる場合がある。 施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアパート等の賃借にあたって支障が生じることがないように、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。 また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0423005号 平成19年4月23日</p> <p>【一部改正】平成21年7月24日雇児発第0724001号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">身元保証人確保対策事業の実施について</p> <p>児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行おうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアパート等の賃借が困難となる場合がある。 施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアパート等の賃借にあたって支障が生じることがないように、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。 また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

(別紙)

身元保証人確保対策事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体等

- (1) (略)
- (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されている者あるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ② 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ⑥ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者

第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となるのが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

(別紙)

身元保証人確保対策事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体等

- (1) (略)
- (2) 本事業の運営主体は、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所しているもの又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されているものあるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ② 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われているもの又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されているもの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されているもの又は保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）第5条又は売春防止法第36条の規定により婦人保護施設に保護されているもの又は保護の廃止から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ⑥ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されているもの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの

第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となるのが適当な者とする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

第5及び第6 (略)

第7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

- ① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。
- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

第8から第13まで (略)

第5及び第6 (略)

第7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

- ① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として最長3年間とする。
- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として最長3年間とする。

第8から第13まで (略)